

幕末期の奉先堂における儀礼の特色

—大学頭林家と愛宕郡二ノ瀬村—

西田 陽子

(文学部歴史学科 4回生)

はじめに

本稿は、近世において林家¹の知行地であった、現在の左京区鞍馬二ノ瀬町にあたる愛宕郡二之瀬村で行われていた儒教儀礼、その中でもとくに供物献饌に注目し、近世におけるその実態と特色を明らかにしていくことを目的としている。この村落においては、奉先堂と呼ばれる林家の家廟があり、その堂内において儒教式の祖先祭祀が村民によって執り行われていた。

近世の儒教儀礼に関する研究はまだ十分になされていない。釈奠²と呼ばれる孔子を祀る儀礼については、釈奠における儀礼内容の変遷³、「釈奠図」など絵図からの釈奠研究⁴等はあるが、本稿で研究対象とする儒教式の祖先祭祀については、近世日本における『家礼』の受容についての研究⁵等があるものの、近年開始され蓄積が少ない状況である⁶。また、二之瀬村のように、儒者の祖先を祀る儀礼を村民が主体となって執り行うという事例はまだ見られない。以上を踏まえ、本稿では、これらの先行研究も参考に二之瀬村における儒教儀礼の特色を見出していきたい。

さて、今回取り扱う今江登家文書、杉原家文書について概要を述べておく。まず、主となる史料として、近世を通じて奉先堂の管理を任せられていた今江家の古文書を中心に検討を進めていく（京都市歴史資料館蔵マイクロフィルム）。今江家は二之瀬村の郷士で、文徳天皇の第一皇子である惟喬親王（844～897）の臣下の末裔と伝える。近世には当主今江清長が林家の家廟である奉先堂を設立し、御堂の管理者として、林家より補任状を受給している⁸。今江登家文書においては、中世文書、また明治期の史料も含め、永正6年（1509）から明治7年（1874）までの約400点の史料が残されている。この文書を使用する理由としては、奉先堂の管理・儀礼の実施にまつわる記録が数多いという点、また近世二之瀬村の概要が分かる「二之瀬村中式目」なども残っている点から、奉先堂で行われていた儀礼内容だけでなく、儀礼の担い手であった村落の状況を把握できることが挙げられる。これらのことから、本稿ではこの古文書を中心として取り扱う。

また、二之瀬村で薪炭商売をしていた杉原家文書も使用していく。杉原家文書に関しては、寛保8年（1742）から大正8年（1919）までの文書361点が現存する（京都府立総合資料館蔵）。このうち、天保2年（1831）から天保3年まで、侍仲間と呼ばれる村落組織によって奉先堂の仮勤が行われていた記録が残されており、儀礼における参加組織の形態を考えるうえで興味深い史料である。この仮勤に関しては、約4か月の短期間ではあるが、御堂守護が今江家だけでなく二之瀬村の村民の手によっ

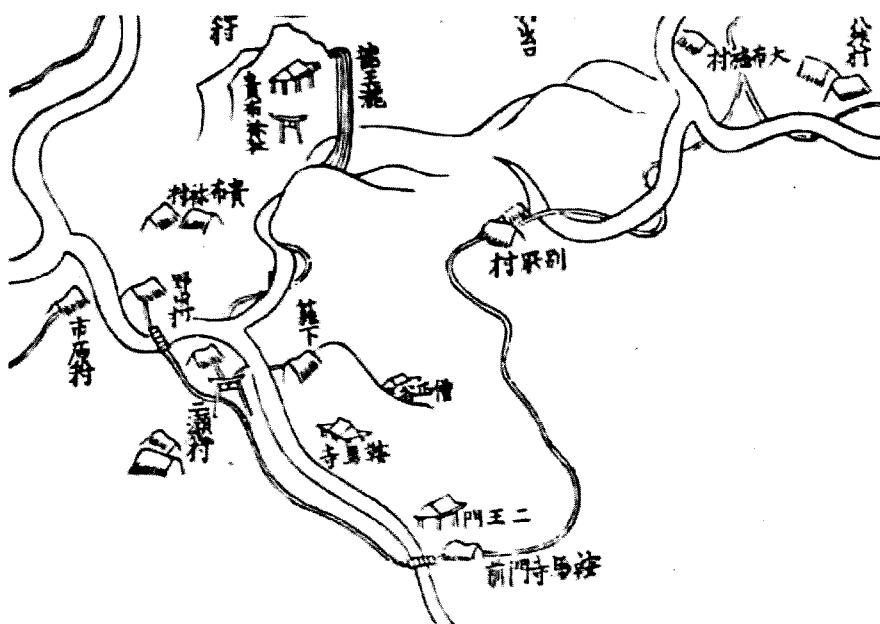
て行われていた時期の史料として検討すべきであるため、今回3章で考察する儀礼と村落組織との関係性を示す一つの事例として取り扱う。

なお、本稿の表題を「幕末期」とする理由としては、奉先堂における供物献饌についての記録が幕末期に多く残されている点、また近世を通じて行われ続けた御堂での儒教儀礼の変遷を考察するという点、の2点が挙げられる。

1 近世二之瀬村の概要と奉先堂について

(1) 近世の二之瀬村

二之瀬村における儒教儀礼の検討に入る前に、まず二之瀬村の概要を大きく立地・所領関係・村落構成に分けて検討し、近世における村落の背景・特色について述べておく。まず二之瀬村の立地であるが、鞍馬川の渓流に臨み山間の小盆地に立地しており、近世には京都と若狭地方を結び海産物や物資の運搬の往来があった鞍馬街道に沿い、野中村（現在の左京区静市）と鞍馬村門前（現在の左京区鞍馬）の間に位置する村落であった⁹（図1）。交通の面から見ると、鞍馬街道がこの二之瀬村で分岐し、一方は鞍馬寺門前・別所村へ、他方は貴船村から丹波国芹生村へと入る。これらを踏まえると、二之瀬村は街道沿いに発達した村落といえよう。



【図1】近世の二之瀬村 注：『雍州府志』より抜粋

この村落の生業であるが、室町時代¹⁰には二之瀬村の生産物として、ウド・蕨・蕪・茸・柑類・李等があり、そのほか柴・黒木が主要な村民の財源であった。近世においても変わりなく、享保11年（1726）の式目ではつぎのようになる。

御本所様江納方之次第

一役銀夫銀合三百拾弐匁 但閏年ハ廿六匁増

一山役黒木合弐千七百六拾把

壱匁拾八把かへ 但閏年ニハ弐百廿把増

一山役柴千五拾六把 役家当分ニ割付ル

壱匁八把替 但閏年ニハ八拾八把増

一米合拾七石八斗 内 壱斗弐升 兩社燈明料ニ

内 五升 薬師堂年貢米ニ引

引残本米拾七石六斗三升

右之通上納仕者也 庄屋給分黒木弐百三拾把出ル

また明治期の史料「町村沿革取調書」¹¹を見ても、「二ノ瀬村、往古ヨリ専ラ山稼ヲ以テ産業トシ生活ス、特有物産炭薪石灰等ナリ」とあり、二之瀬村は薪炭を取り扱った生業が古来より中心であったことがうかがえる。

ただし、この生業の特色は二之瀬村だけに限らない。山城北部から丹波にかけては、古くからの林業地帯であり、近世には京都市中へ商用林産物（用材、薪、炭、柴など）を盛んに供給していた。鞍馬・貴船地域一帯もまた、京都近郊の山村という地理的条件を生かし、農業を営むかたわら材木を取り扱っていたと考えられる¹²。これらを踏まえると、生業において二之瀬村は周辺村落と同じような状況であったということが言えよう。

次に所領関係について見ていく。二之瀬村は、近世に入り藤原惺窓¹³が一時領するも、慶長16年（1611）、その弟子の林道春（羅山）が支配するに至り、以後林家の領地となっている¹⁴。享保14年（1729）の山城国高八郡村名帳によれば、村高34石9斗余、すべて林大学頭の知行地であり、近世を通じて変わらずこの関係が続く。林家の知行地は上総、武藏、和泉、山城の4ヶ国に計20か村あり、幕末期において石高は二千石を超えており、そのうち二之瀬村は20か村の中で唯一相給ではなく一村すべてが林家の知行地である。

このように、二之瀬村は林家により支配されていたのであるが、二之瀬村の信仰が儒教一辺倒であったかというと必ずしもそうではない。天保3年の「二之瀬村庄屋年寄村内諸事取調書上状」¹⁵には、林家家廟である奉先堂のほかに惟喬親王を祀る氏神2社、浄土宗称名院、真言宗薬師堂、浄土宗地蔵堂が見える（史料1）。

一鎮守両社

守谷大明神 東社

大山祇大明神 西社

一右御年貢山開ニ付無高 尤御朱印地ニ而ハ無御座候

一寺三ヶ寺

浄土宗本山京東山一心院末寺

一本尊阿弥陀如来

正定山称名院

当村菩提寺ニ而御座候

右御年貢山開ニ付無高 尤御朱印地ニ而ハ無御座候

一本尊薬師如来

真言宗無本寺見徳寺

右御年貢高九升三合者從先年畝高村引負、尤御朱印地ニ而ハ無御座候

一本尊地蔵菩薩

浄土宗無本寺

地蔵堂

右御年貢高三斗八合者從先年畝高村引負、尤御朱印地ニ而ハ無御座候

また村落の年中行事として、上賀茂村（現在の北区上賀茂）から乙女などを借りて神楽を行っており、称名院では仁王経の儀や涼会といった行事等もあるなど、多様な宗教・信仰が存在していたと考えられる。その中で、村民たちの手により林家家廟での儀礼が執り行われていたということが、二之瀬村の特色の一つと考えられるだろう。

村落構成についてであるが、明治 16 年（1883）¹⁶頃における村民数は、男 107 人、女 113 人の計 220 人とあり、村高も踏まえて考えると二之瀬村は比較的小規模の村落であったことが分かる（補足史料 1）。このうち、村民構成を大別すると、安永 9 年（1780）¹⁷には、「二之瀬村役下家」52 軒と「庶子百姓家」14 軒という二つに分かれている。このうち「役下家」は、享保 10 年（1725）の記録¹⁸には、二之瀬村の郷士の由緒として惟喬親王家臣の末裔 16 軒と安養寺浪人 3 軒の計 19 軒が分流して 52 軒となったことから、二之瀬村の郷士と考えられる。

為後代当村役下五拾弐軒之家筋分流之式

（中略）

右十六人家者古小野惟^(喬)高 親王臣下之末孫也

太平記時代安養寺次官浪人

（中略）

右都合本家拾九家より或分流シ、又ハ取立當時役下五拾弐軒雖有之、右名氏有之者ハ、帶刀之蒙御免、度々御公儀様^カ侍御改有之節、御番所迄罷出御断申上、神事又ハ御主人様之御用并遠国往来之砌者、從古來も帶刀仕候と書付差上置申者也、依之至後日も御尋之砌者、右名前者共、右之所を以書付御断為不申上、今又如斯書記置候、依而當村中本家庶流之別レ様、如件

享保拾乙巳年三月十六日 今江清尚（印）

このうち十六人組に属する者は氏神二社の宮士としての役割を持つなど、村落の運営に関して力を

持っていたと推測される。なお、氏神の管理について「町村沿革取調書」には「二ノ瀬村氏神守谷社ハ村人ノ中社家仲ケ間ト称スル家格ノモノ神主トナリ神事等世話ヲナス、其給料ハ壱ヶ年米壱斗七升余ヲ給ス、社殿修繕費并ニ祭典費用等ハ村中ヨリ差出ス」とある。

このように、管理費用などは村落全体で負担するものの、神事など氏神管理の中心的役割は十六人組にあったようである。奉先堂の管理者であった今江家もこの十六人組のうちの一軒であるが、今江家はその身分とは別に「林大学頭家来」¹⁹の身分も有しており、十六人組の中でもより地位の高い家であったと考えられる。

なお、惟喬親王家臣の末裔という由緒はこの地域においては珍しいものではなく、愛宕郡大原村（現在の京都市左京区大原）においても同様の由緒を持つ郷士が存在している²⁰。惟喬親王にまつわる縁起は様々なものがあり、その一つ、滋賀県蛭谷に伝わる縁起は、惟喬親王が数名の臣下のみを連れて谷に入り、数年後ロクロを発明して付近の杣夫にその製法を授けたという伝承である。この伝承により、近江が木地業・木地屋の発祥の地とされ、親王は木地屋の祖神として信仰を集めたという²¹。二之瀬村の氏神の一つである守谷神社には祭神である惟喬親王について、「惟喬親王は近江の奥山洛北の山里の閑地につき、深山幽谷の山地を開拓し、貞觀4年（862）二之瀬に仮居し里人らに挽物の業を教え、木地・引物の祖神として仰がれる」とある²²。惟喬親王に関わる由緒には古く洛北一帯が木地師に關係があったという可能性も考えられよう。ではこのような特色を持つ村落において、村政の運営はどのように行われていたのだろうか。

村の式目を見ると、二之瀬村には庄屋・年寄を中心に十六人組、六人組、若衆組、庶子組、脇組、油錢仲間などの組織が存在していたようである。二之瀬村の年中行事における組織別の役割を表したもののが表1になる。これからわかる通り、十六人組を中心として若衆組、六人組などが村落の祭礼行事の中心的役割を担っているのに対し、庶子組、脇組などの役割は行事における金銭的負担のみとなっていることがわかる（表1）。

【表1】村落組織の役割（年中行事）

組織名	役割（行政面）	役割（祭礼面）
十六人組		3月25日の氏神祭の入用 2月の山神祭（内3人） 6月上旬の虫払（上5人）
六人組		2月の念佛講の実施（称名院で行う） 2月の山神祭（内2人） 虫払
若衆組	正月7日の寄合始	2月の山神祭（内3人） 虫払（上3人）
脇組	年忘休入用銀	6月の涼会

庶子組	賀茂山庄屋役人への振舞入用 (脇組とともに負担)	
油錢仲間		7月 24 日の地蔵会

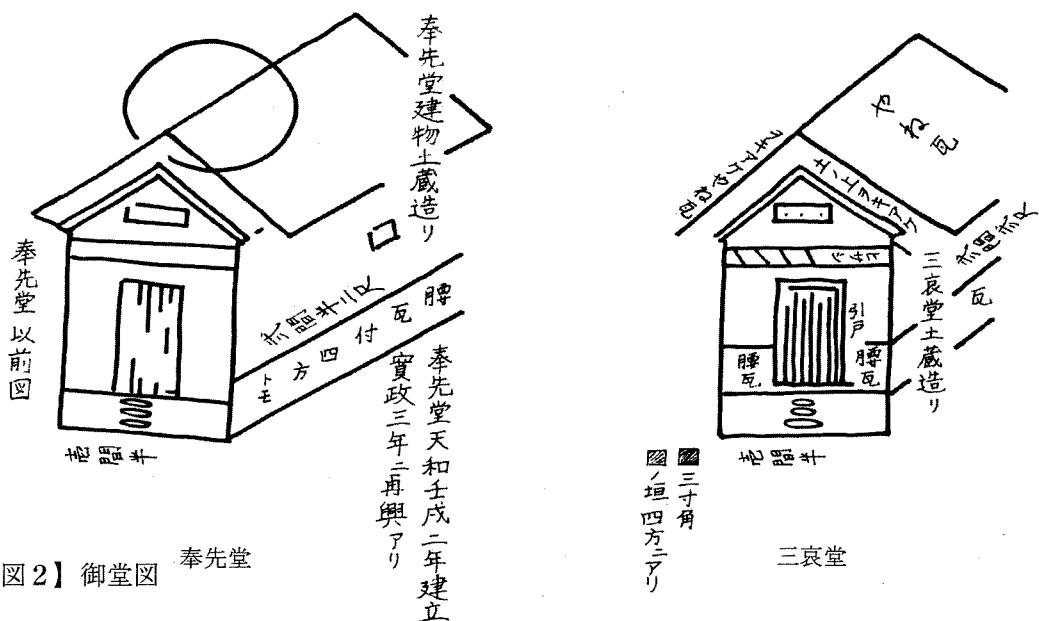
注：「二之瀬村中式目 上巻」より作成

これらを踏まえると、二之瀬村は近世を通じて林家の支配下にあったという点において他地域とは異なる特色を持つ。しかし、生業においては愛宕郡の村落としては変わりなく、また村落構成においても、郷士と百姓により構成され、村政は郷士、とくに由緒を持つ郷士を中心として成立している。二之瀬村は近世山城国北部における一般的な村落であったことがうかがえる。

(2) 奉先堂の概要

それでは、儀礼が行われていた奉先堂について基本情報をまとめるとともに、なぜ二之瀬村に奉先堂が建立されたのか考察し、また儀礼を担った二之瀬村の意義も検討していく。

奉先堂は、延宝2年（1674）に林家3代当主林鳳岡²³（1644～1732）が今江家当主清長（生没年不詳）に命じて、羅山の遺贈や全集、遺品などを納めた家廟である²⁴。元禄5年（1692）に書かれた「奉先堂記」（人見竹堂²⁵撰并自書）によれば、羅山の学術徳行を記念するため建てられたとされ、家廟の建立は林家からの要請であったようだ。建物は林家当主を祀る奉先堂のほかに、林家当主の早世した子を祀る三哀堂、祭礼用の備品の保管場所である觀薦堂、他にも土蔵などが存在していたようであるが²⁶、供物献饌が行われていたのは奉先堂と三哀堂である。なお、幕末期の儀礼において献饌を受ける対象者は林家当主と当主の早世した子に限定されているが、奉先堂内にある神主（位牌）については、当主の妻のものもあり、林家家廟としての機能も有していたと考えられる（補足史料2）。建物の大きさとしては、奉先堂は横1間半、幅2間半2尺の土蔵造、三哀堂は1間半、横2間の土蔵造、觀薦堂は1間四方といふ、ごく質素な建物であった。（図2）



林家によって建立された祠堂について調べると、寛永7年（1630）、林羅山が徳川家光から「学寮」設営のために土地と資金の寄付をうけ、江戸に昌平坂学問所²⁷の前身となる私塾を作り、また寛永9年には尾張藩、徳川義直の援助によって孔子を祀る先聖堂を建てている²⁸。また、羅山の3子である林鷲峯（1634～1680）は明暦4年（1658）、祖先を祀る祠堂を作っている²⁹。この祠堂は3間からなり、中央の正室には羅山とその妻と子の神主（位牌）を置き、左室を遠祖の神主を安置する祧廟に見立て、右室には祭器を納めるとしている。このように、奉先堂の建立以前から林家の祠堂は存在していたようである。

それではなぜ二之瀬村に奉先堂を建立したのか。「奉先堂記」には二之瀬村が幽山深谷の地であること、羅山が初めて所領地として賜った地であることがその理由に挙げられている。

延宝元年癸丑春、邑長今江清長來在江府、一日国子先生命清長曰、汝所居之邑、廻谷転境静澗潔非車馬終擾之所矣文敏公創我業起我家而、初賜一邑也、汝居近地特一僻靜而占數畝築、一堂尊崇文敏公之画像、其全集於後房、歲時以淫毛為鼎實以潢汗為玄酒、而享之則為不朽之盛事乎、是吾之願也、

また、二之瀬村が奉先堂を建てる場所として選ばれた理由の一つとして考えられるのは、羅山の1子である林永春、2子である林長吉の墓との関係性である。安政3年（1856）の御堂内の儀礼に関する年中行事記録³⁰では、7月28日、永春・長吉の墓参りに行き、供物を献じている記述があり、その墓は愛宕郡市原（現在の左京区静市）の小町寺³¹にあるという。近世市原においては、鞍馬地域の菩提寺がこの地にあったといわれており、おそらく墓もその菩提寺にあったと考えてよいだろう。二之瀬村の菩提寺は称名院とされており、称名院ではなく市原に長吉等の墓が存在している理由については分かっていないが、永春・長吉の墓守を二之瀬村の村民が行っていたということは明らかである。

これ以上は推測になるが、林家にとって二之瀬村とは、林家の祖先祭祀を行う場所としての位置づけがあったのではないだろうか。林家の知行地の中で唯一相給地などのない領地すべてが林家の支配下にあった二之瀬村だからこそ、林家の祖先祭祀に関わる儀礼や林家血縁の墓守の扱い手としての役割を与えられていたのではないかと考えられる。

2 儀礼における林家の影響

奉先堂、三哀堂の儒教儀礼の特色の一つとして、儀礼日数の多さと豊かな供物内容が挙げられる。また、今江登家文書には、一年間の供物に関して詳細な内容を記した史料が数多く残されており、そのことからも両御堂における供物献饌の重要性がうかがえる。2章では、儀礼に用いられる供物の内容、儀礼作法、近世における儒教儀礼の概要を整理し、奉先堂における儒教儀礼の特色を把握しつつ、儒家林家と両御堂での儀礼、双方の関係性がどのようなものであったのかについて考えていくたい。

(1) 御堂での儀礼の実態

記録³²によると、奉先堂、三哀堂では林家当主ならびにその子息の忌日に対して、正忌・月忌³³が行われた。羅山と鷺峯についてはそれらに加え年忌³⁴も行われており、その外、正月三ヶ日と節句に供物献饌が行われていたようである（表2）。

供物の内容を見ると、月忌、正月三ヶ日の朝には粢³⁵、菜、酒、茶を供え、正忌には精進料理を供える。正忌の精進料理について、元禄13年（1700）の記録³⁶には、林家当主には二汁七菜、その子息には二汁五菜を献饌している。幕末期³⁷においても、当主を祀る奉先堂では二汁七菜、子息を祀る三哀堂では一汁五菜とされており、当主とその子息とでは供物に差を設けていたようである。年忌には魚類二汁七菜の精進料理を供え、正月の晩は、奉先堂へは魚類二汁七菜を、三哀堂へは一汁五菜を献饌した。

【表2】 年中行事の供物献饌

月忌	粢、菜、酒、茶
正忌	奉先堂に祀られる者…二汁七菜 三哀堂に祀られる者…一汁五菜
年忌	魚類二汁七菜
正月	朝…雑煮餅、粢、菜、酒、茶 / 晚…魚類二汁七菜
節句	上巳…(1)草餅、酒、茶（天保三年） (2)粢、菜、酒、茶、菓子、草餅（安政三年） (3)粢、菜、酒、茶（安政五年） 端午…(1)粽、粢、菜、酒、茶 (2)記載なし (3)粢、菜、粽、酒、茶 七夕…(1)「御礼」 (2)粢、菜、酒、茶 (3)粢、菜、酒、茶 重陽…(1)餅、酒 (2)栗、粢、菜、酒、茶 (3)栗、粢、菜、酒、茶

正忌の供物に用いられる食材はつぎの通りである（表3）。食材の特徴として、山畠で取れるものが多く、海川でとれる食材は少ないという点が挙げられる。また、御堂への供物のうち魚類を見ると、塩鱈、小鰯塩などの生魚ではなく加工されたものが確認できる。

近世において、京で手に入る魚類は若狭と京を結ぶ鰐街道を通って運ばれていた。魚の鮮度を維持して海から京へ搬入することは難しく、そのため浜で干されたものや、塩でしめられたものが主な商品であった³⁸。御堂での供物に見える魚類もおそらくこの方法で運ばれたものであろう。二之瀬村の側を通る鞍馬街道は、鰐街道の一つであり、市中への消費物資の輸送ルートとして利用されたといわれている³⁹。それを考えると、鞍馬街道沿いに発達した二之瀬村においては、山村とはいえ魚類が手に入らない環境であったとはいえない。しかし、幕末期の京都商人の家で行われていた年中行事における食材⁴⁰と比較すると、御堂での供物に見える魚類は種類、数ともに少ない（表4）。

【表4】一年間の魚介類使用数

鯛	はも	ふな	鰐	鯽	さわら	鰻
160	144	33	31	31	24	21
鮎	もろこ	鯉	ぐじ	鱈	ばら	計
20	19	17	16	16	15	547

注：京都呉服商人水口屋清兵衛の日記より（安政4年）上段は魚名、下段は使用回数

魚類が少ない理由としては、供物費用を抑えるためであったということが考えられる。御堂の管理、儀礼の実施にかかる費用については、様々な史料が残されている。一例として、安政4年の記録⁴¹にはつぎのように記されている（史料2）。

三哀堂

一去々寅十一月四日大地震ニ付、北之方角越尾拾五間斗崩レ落、右同所大已其外々及御破損右之趣御届ケ申上候処、越尾南之処杉皮ニテ釘付カリニ御取繕被成下候処、當時御儉約之御時節候ニ付、御修復之義茂差控居候得共、御破損所追々相増、当春より西之方へ御土蔵打かたふき罠有候ニ付、作事方之者呼寄相談候処、年久敷相成候ニ付、柱根朽有之候趣申之候ニ付、篤ト柱根吟味致候処、東西南之方柱三尺斗リ拾式本くさり廻りて居、殊之外、及大破候、其何ん難致置不止事得、乍恐口上書を以此度御修復奉願上候并奉先堂御内西之方板張御破損相成御修復奉願上候、則作事方より別紙横書奉差上候通、銀合六百六匁七分也、相違無御座候、何卒御見分之上御破損所御修復仰付被成下候様偏ニ奉願上候、以上

要約すると、大地震につき三哀堂の一部が壊れてしまったが、当時は儉約のために修復を控えていた。しかし、破損箇所が増えてしまい修復せざるを得ない状況になったため、見分の上修復を願うことであった。奉先堂、三哀堂の管理、儀礼費用などは林家が負担しており、今江家は修繕が必要な時や儀礼を行う前後には林家に報告を行い、必要であればそれにかかる費用を願い出ている。しかし、この史料を見る限り、幕末期においては修繕を林家に申し出ることは難しかったようである。

一方で、年中行事の費用は増加している。安政3年にかかった供物の総費用は銀317匁5分に対し、2年後の安政5年には銀361匁3分となっている。費用増加の原因には、もちろん幕末期における物価の上昇⁴²という背景も考えられる。しかし、安政3年に快烈公、淡済公、2年後には靖格公、照肅公の忌日が御堂での儀礼に追加されている⁴³ことを考慮すると、ここでは単純に被祭祀者の増加により供物量が増え、結果としてかかる費用が増えたのであろう。なお、年中行事にかかる費用のうち、約3分の1を正月の供物が占めている。その費用も林家が負担しており、今江家が年中行事にかかった費用の内訳を林家へ報告している。しかし、安政4年には正月の供物の費用が足りず、来年の年中行事の入用銀から先に頂きたい、と林家に願い出ており、村民たちにとっては供物の調達といえども困難であったと思われる。また、新しく祀られる者には通常の供物費用だけでなく、祭器や神主などの祭具を揃える費用も必要であった。

また費用の増加には儀礼日の増加も原因として考えられる。近世後期から末期にかけての1年間の儀礼日数は、天保3年には年間91日、安政3年には134日、安政5年には131日となっており、天保期から安政期にかけて約20年間に儀礼日は40日以上も増加している⁴⁴(表5)。これは被祭祀者が1名多くなるごとに、年12回の儀礼日(月忌11回、正忌1回)が増えるためであり、その結果、年々儀礼日は増加し、また儀礼執行の負担が大きなものとなっていたと考えられる。

以上の要因などを背景とし、供物においても安価でかつ村落周辺で入手しやすい食材を中心に供物献饌が行われていたのではないだろうか。

(2) 儀礼の定書

次に、御堂での儀礼作法について見ていく。奉先堂、三哀堂の儀礼に関わる史料のうち、御堂内で執り行う儀礼作法について定めたものが2点残されている。1つは、「祠堂式」、もう1つは「今江家年中行事仕方明細並諸事覚書」(以下「諸事覚書」とする)と題された文書である。前者の文書に関しては、寛政12年(1800)、大郷金蔵⁴⁵という人物によって書かれた。「祠堂式」は『国書総目録』⁴⁶にも記載されており、実際に刊行されていることが分かっている。なお、今江登家文書に残る「祠堂式」には、この書物が刊行された頃には存命していた林家当主の名が見られることから、刊行されていたものにいくつかの加筆をしているようである。

この「祠堂式」については、安政4年、今江家当主である今江惣八が林大学頭近習、柴田権之介にこの書物を渡し、柴田がこれを写したことが奥書に記されている(史料3)。

安政四丁巳年十二月御用ニ而御上京為之翌正月二日奉先堂御參諸御帰府之節、今江惣八御供被仰付
出府致候、其節御祭儀並其外とも都而御旧例有之候得共、同人心得之為此壱冊御渡ニ相成候事
安政五戌午年四月 柴田権之介写之

この時期になぜ林家近習へ儀礼作法に関する書物を手渡しているのか。それに関して、興味深い史

料が一つ残っている。安政 3 年の記録⁴⁷によれば、「今般江戸表去卯十月二日大地震ニ而御屋敷不残御焼失ニ付御屋敷様ニても御混乱被為有候、定而日記等も御焼失被為有候」とある。この前年、安政 2 年（1855）の大地震で屋敷が火事にて焼失してしまい、日記等が焼けてしまったという（史料 4）。

この焼失によってそれまで今江家より林家へ報告した奉先堂の関係文書が含まれていたとしても不思議ではない。今江家がどのような書物を頼りに奉先堂での儀礼を行っているのかを改めて林家へ報告するためにこの書物を柴田に渡したのではないだろうか。

対して、後者の「諸事覚書」は、被祭祀者名から安政 6 年（1859）以降に執筆されたものと考えられる。また、その内容、作法の形式が「祠堂式」に類似することから、「祠堂式」をならって書かれたものと思われる。一方で、林家拝領地の一つである牛込屋敷⁴⁸での墓祭の記述や、林家家臣の御席順一覧など、「祠堂式」では見られない情報も記述されており、今江家が関わる儀礼における作法をまとめたものだと考えられる。

なお、牛込屋敷での墓祭における供物については、「最初此御膳上ヶ、引続御渡御土器上ヶ乾肉上ヶ、次ニ御茶時菓落雁ノ御膳上ル」のち、文敏公に御膳を献饌、順淑（羅山夫人）より代々の当主に御膳を献饌するとある。供物にも乾肉などがあり、奉先堂での儀礼とは差異が見られる。林家の下で行われる儒教儀礼においては、墓祭のように儒教儀礼に則った儀礼と、奉先堂の儀礼のように従来の儒教儀礼とは異なる二種類の儀礼が行われていたようである。

「祠堂式」と「諸事覚書」の類似点として挙げられるのは、儀礼式がほぼ同じであるという点である。「諸事覚書」（史料 5）と「祠堂式」（史料 3）を比較すると、以下の通りとなる。

「諸事覚書」

上堂、開戸、上香、拝、酌酒、拝、本膳、二の膳、焼物、後座、拝、初献、吸物、後座、拝、
亞献、乾肉、後座、拝、終献、濡肉、後座、拝、撤饌、茶、後座、拝、闔戸

「祠堂式」

上堂、著座、神主机ニ移ス、開戸、上香、拝、酌酒、拝、進饌、後座、拝、初献、後座、拝、
亞献、後座、拝、終献、後座、拝、飲福受昨、拝、撤饌、薦茶、後座、拝、撤茶、後座、拝、
闔戸、礼畢

相違点としてあげられるのは、儀礼を行うに当たっての定書が「祠堂式」では 29 項目あるのに対し、「諸事覚書」ではそのうち 4 項目のみを記している点である。4 項目のみを抜き出した理由はわからないが、おそらく今江家が行う作法だけを抜き出したのではないかと考えられる。また、祭期に関しても「祠堂式」に対し「諸事覚書」ではほぼ同様であるが、国俗の有無など異なる部分も見られる（表 6）。

【表6】祠堂式」と「諸事覚書」における儀礼日の比較

月	「祠堂式」	「諸事覚書」
1月	元日、立春、年始、7日、13日、15日	年始、7日、13日、15日、23日
2月	春分	春分
3月	2日、上巳	2日
4月	無事	
5月	夏至、端午、6日、28日	夏至
6月	無事	
7月	七夕、14日、中元、16日	14日、16日
8月	秋分、十五夜、28日	秋分、28日
9月	袴祭、重陽、十三夜	2日（袴祭）
10月	亥猪、10日	
11月	冬至、28日	冬至
12月	2日、13日、歳暮、除夜	2日、歳暮、除夜
その他	月並は朔望	月並は朔望（1月は除く） 3月3日、5月5日、7月7日、9月9日も行う

以上を踏まえると、奉先堂での儀礼作法は、実際に刊行された「祠堂式」と類似しており二之瀬村に限らず他地域でも行われていた可能性があることがうかがえる。それでは、近世において行われていた儒教儀礼とはどのようなものであったのか、考えてみたい。

（3）供物の特徴から見える『家礼』⁴⁹の受容と実践

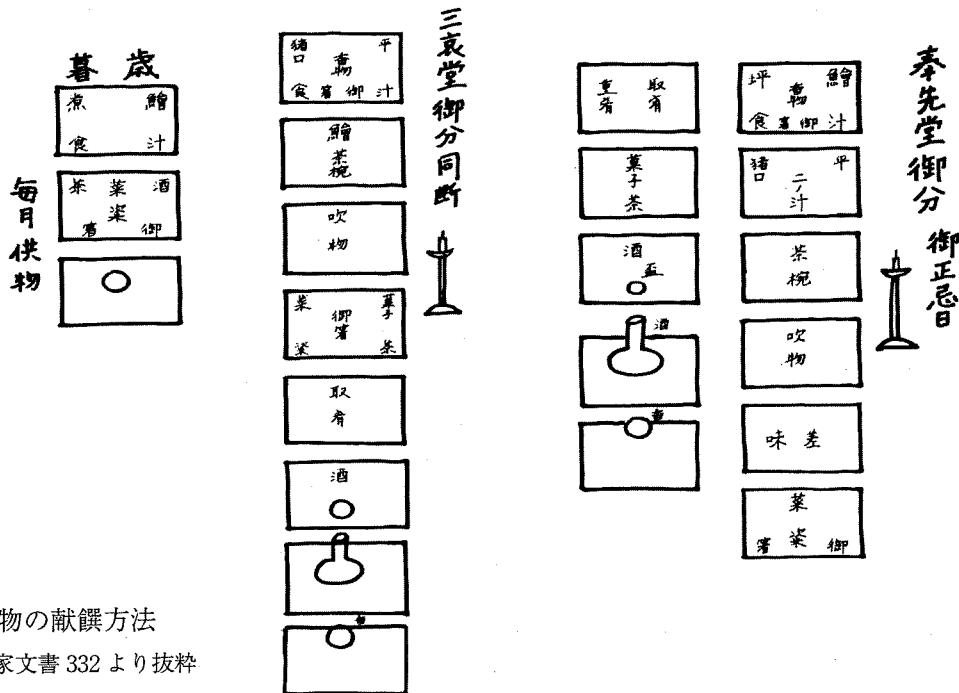
近世日本における儒教儀礼は、日本に残る有職故実やしきたりなどの独自の伝統が強固に持続したため、根付かなかったといわれている⁵⁰。儒教研究においても、『論語』をはじめとする四書に比べ、『儀礼』、『周礼』、『礼記』など三礼文献の研究は振るわなかつた。しかし、朱熹の『家礼』は儒者の関心を集め、特に「喪礼」「祭礼」という家族の生死にかかる儀礼が注目され、儒者たちの研究対象となっていたという。『家礼』が注目された理由としては、『家礼』研究が盛んであった17世紀始めから後半にかけて、日本ではイエ社会の確立とともに、イエを単位にした冠婚葬祭の礼が必要となっていたことが挙げられる⁵¹。また、葬式仏教への対抗という狙いから、二礼への関心の集中を支えていたこともあるだろう。このような時代背景から、『家礼』を研究していた当時の儒者の多くは、儒教研究と共に祠堂をつくりそこで『家礼』に基づいた儒教式の祖先祭祀を実践していた。

日本における儒教儀礼の模範とされる『家礼』であるが、そこに記載される飲食物⁵²についてつぎに示した（表7）。

【表 7】『家礼』に記載される飲食物

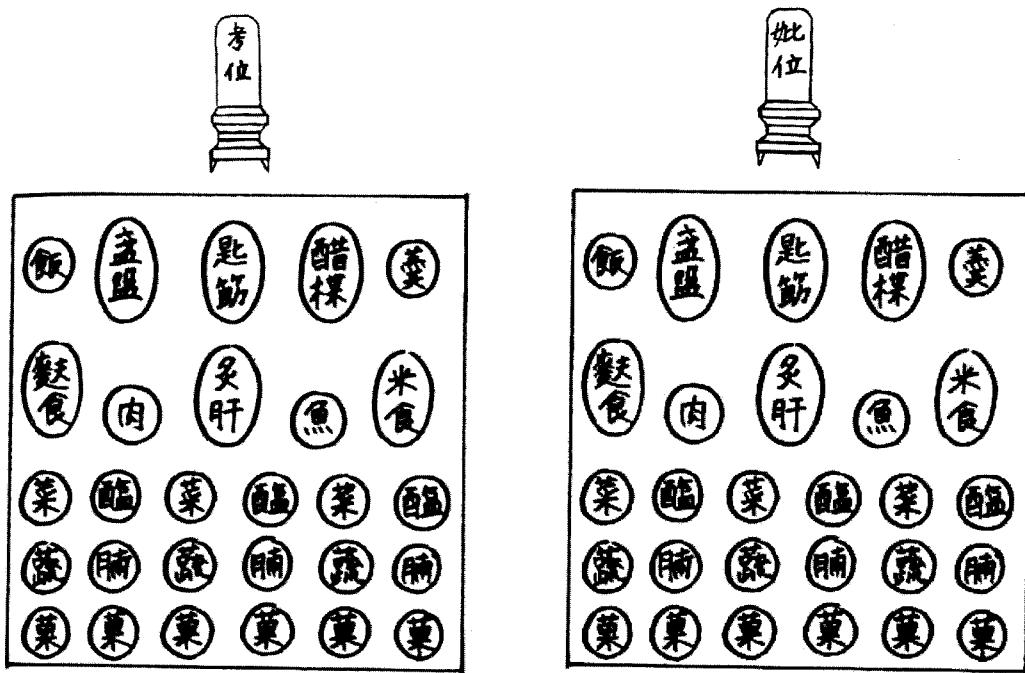
儀礼日	供物内容
最も基本的な飲食物 (1)満月の時（毎月 15 日） (2)新月の時（毎月 1 日）	(1)新鮮な果物、茶 (2)新鮮な果物、茶、酒
五つの習慣的祭礼（五節句） ※清明節、寒食節、端午節、中元節、重陽節	野菜、果物、角黍などの祭礼に関連する食べ物 ⇒調理された食べ物が供えられる
四時祭 季節に 1 度の祭祀	ほとんどが調理されたもの、御馳走 6 種類の果物、野菜と干し肉が各 3 種類、肉、肴、蒸饅頭、蒸餅を各 1 皿、汁物と米飯が各 1 梠、きもの串 1 本、肉の串 2 本ずつ

『家礼』に記される飲食物と奉先堂での供物を比較してみると、毎月行われるような習慣的な儀礼日には生の食材を供え、五節句といった特定の儀礼日には調理された供物を供えるという、儀礼日によって供物を区別している点は類似している。しかし、奉先堂の供物には、『家礼』にある獣肉類が見られない。また、儀礼日についても、『家礼』では毎月 1 日と 15 日、五節句、四時祭に祭礼を執り行うとする。奉先堂では年忌、正忌、月忌、正月、節句となっており、初子、初未などに供物を供えるなど、『家礼』には見られない風習が取り入れられており、異なる部分も多々見受けられる。献饌方法についても、奉先堂での供物献饌の図⁵³と『家礼』における祖先への供物献饌の図を比較すると違いが見て取れる（図 4、5）。



【図4】供物の献饌方法

注：今江登家文書 332 より抜粋



【図 5】『家礼』における供物献饌　亡父母への献饌　（「朱熹の家礼における飲食物」『朱子家礼と東アジアの文化交渉』を参考に作成）

奉先堂における儀礼について考えると、儀礼の意義として『家礼』に基づく儒教儀礼であることは確かであるが、供物内容や儀礼日などの基礎的な部分で『家礼』式の儒教儀礼とは異なる部分が見受けられる。この理由として、近世日本における『家礼』の受容に大きく貢献した林鷲峯の『祭奠私儀』⁵⁴が挙げられる。この書物において、鷲峯は儒教儀礼を日本で行うために『家礼』式の儀礼に日本の風習などを取り入れるなど、いくらかの変更を加えている。それ故に、『祭奠私儀』は『家礼』における儀礼とは異なる部分が数多く存在する。相違点として例を挙げると、祀る範囲が3代（祖父母および父母の世代、および同世代）に限られ、『家礼』の4代（高祖、曾祖、祖、父）にまで広がっておらず、一族の範囲が狭い、などがある。供物に関しては「斎膳」つまり精進料理とし、『家礼』に見られた獸・魚類を避け、質素なものと定めているが、これは「江戸時代後期まで肉食が避けられたことのほか、血の穢れを嫌うという日本的感性によるもの」であるという⁵⁵。また、『家礼』には見られない月忌を「孝の表現」として執り行っていることや、本来祀るべきではない長吉に対して、同胞の親族として神主を置き正忌が行われるなど、時宜に合わせて儀礼の内容に変更を加えている。

『祭奠私儀』と奉先堂・三哀堂での儀礼を比較すると、供物を精進料理とする点、月忌などの日本独特の儀礼日を行う点については類似している。年間の儀礼日に関しても、三哀堂での儀礼のように『家礼』では祭祀の非対象者に対しても儀礼を執り行うという点において合致しており（表8）、この書物が奉先堂における儀礼の基礎となっていることが考えられる。一方、祀られる者の範囲については、『祭奠私儀』よりも被祭祀者の対象範囲は広く、『家礼』とも『祭奠私儀』とも異なる点を見ると、一概に『祭奠私儀』を踏襲しているとは言い難い。

【表8】『祭奠私儀』における「年中儀礼」

1. 正月から12月までの毎月	
朔日	正月は元日
2日	順淑孺人忌日（月忌）3月2日のみ正忌日（命日）
15日	正月は上元（従国俗）それ以外の月は望日
16日	林入忌日（月忌）6月16日のみ正忌日（命日）
19日	敬吉忌日（月忌）6月19日のみ正忌日（命日）
23日	羅山忌日（月忌）正月23日のみ正忌日（命日）
29日	理斎忌日（月忌）正月29日のみ正忌日（命日）
2. 上記以外の祭祀	
正月3日	歳初の祭
2月7日	人日／春分祭
3月3日	上巳（国俗に従う）
3月5日	墓祭
5月5日	端午
5月	夏至祭
7月7日	供索麺（国俗に従う）
7月15日	中元 孟蘭盆会と重なるが、仏式ではない
8月	永喜の正忌日（命日）／秋分祭
9月9日	重陽（国俗に従う）
11月21日	長吉の正忌日（命日）…無服の殯なので、年に一度のみ祭る。月忌はない。
11月	冬至祭
12月晦日	歳暮祭

それでは他地域における儒教儀礼はどのようなものであったのだろうか。まず、明治2年（1869）に発刊された後期水戸学の葬祭儀礼に関する書『官許喪祭式』⁵⁶を検討する。祭礼の時期としてもっとも重要とするのは「時祭」、その次に「忌日」を重んじており、これは『家礼』に従ったものであると考えられる。その他、人日、上巳、端午、七夕、重陽といった五節句に加え、元旦、毎月の朔望、玄猪等の祝日が挙げられる。このうち、玄猪とは10月の亥日亥刻に餅を食べて無病息災を祈願する風習であり、『家礼』には見られない。また、祠堂の建立に関しても室の代りに棚を設けること、祠堂ではなく表座敷などに棚を設けることでもよいとされる⁵⁷など、当時の実情に考慮した内容となっており、『家礼』に忠実であったわけではないようである。

2つ目の事例として、頼春風⁵⁸（1753～1825）の祠堂における供物献饌を検討する。春風が住んで

いた屋敷（安芸国竹原下市）では、儒教の礼法によって祖先を祀る祠堂が置かれていた。儀礼は代々続けられ、文政11年（1828）より昭和12年（1937）にいたる春秋2回⁵⁹を主に、祠堂に供える供物の記録⁶⁰が残っている。これを見ると、「御皿、御汁、御糸目、御飯、御平、御向詰、御酒（三献）、御湯、御茶、御菓子」（慶応4年戊辰9月15日秋饗分）、「御皿、御汁、御坪、御飯、御平、御向詰、御酒（三献）、御湯、御茶、御菓子」（昭和12年丁丑11月25日秋饗分）といった形で献饌されている。供物献饌が膳料理の形式で出されているものの、儀礼日に関しては『家礼』における四時祭に則しており、供物にも乾肉が用いられるなど、『家礼』における儀礼に忠実であるといえよう。このように、儒者によって『家礼』式の儒教儀礼は一様でない。

（4）奉先堂の儀礼の特徴

2章をまとめると、奉先堂での儀礼の特色として次のことが指摘できる。供物を見ると、その供物量、内容、儀礼日などは儒教式、とくに『家礼』の形式に沿って供物が構成されている。このことから、奉先堂における儒教儀礼は、『家礼』をもとに実践した儒教式の祖先祭祀の事例の一つであることが言える。

その上で、奉先堂での儀礼を検討すると、『家礼』における形式よりも日本の風習を取り入れた林鷺峯の『祭奠私儀』の形式に近い。『祭奠私儀』は、近世日本における儒教葬礼、祭礼のスタンダードとして、以後の『家礼』実践に一つの基準を提供したとされ⁶¹、この書物が基礎にあったことは確かであろう。また奉先堂は林家の家廟であり、今江家に残る儀礼の定書も林家門下の大郷金蔵が記した書物であるなど、儒家林家の影響を大いに受けていると思われる。しかし、被祭祀者の範囲においては、『家礼』とも『祭奠私儀』とも異なり林家に関わる者が対象となっている。この理由として、奉先堂における村民の意識を考慮する必要がある。そもそも祖先祭祀とは自身の先祖に対する儀礼であり、本来であれば奉先堂の儀礼は林家自身が執り行うものであるが、実際のところは林家自身ではなくその領民が儀礼を行っている。このことにより、儀礼における祖先を祀るという本来の意義に、領主である林家に対する儀礼という意識も加わったのではないだろうか。近世後期から登場してくる藩主信仰⁶²とも似た、領主に対する意識が儀礼に反映されていたと考えられる。

3 村落組織と祭祀儀礼との関わり

前章では、御堂における儀礼の概要・目的・意義について整理し、儒家・領主としての林家の影響を強く受けていることを示した。しかし、この儀礼を実際に執り行っていたのは二之瀬村の村民たちであり、実質的な部分では林家よりも村民との関係性の方が強い。3章では、村落組織と儀礼との関係性について検討していくとともに、幕末期における儀礼の実態についても見ていく。なお、本章の1項については、上田寿一氏による研究から、数多くの示唆を受けていることを記しておく。

(1) 侍仲間による御堂守護

はじめにでも述べたが、近世を通じて、御堂の管理・儀礼の実施については今江家が中心となり行っていた。しかし、近世後期になるとその体制に綻びが出てくる。その一例として、天保2年から天保3年にかけて行われた侍仲間による御堂守護の仮勤が挙げられる。

天保元年、「此度御堂守護勤方等油断不行届之義ニ付、両人共押込被仰付奉畏候、相慎候様可仕候、仍而御請奉申上候」とあり、今江家が御堂の備品を紛失してしまい、御堂勤方今江惣左衛門と今江惣七が押込となってしまう。その押込の間、今江家の代替として御堂守護を任せられたのが、侍仲間と呼ばれる組織である（史料6）。

一此度今江惣七殿・同惣左衛門殿、御堂守護勤方等油断不行届之義ニ付押込被仰付候、仍而右押込中、御堂守護仮勤方之儀、侍仲ヶ間拾八軒之者共へ被仰付奉畏候、仍而御請奉申上候、以上
(中略)

猶以

御時斎始御勤方等之義者、惣七殿江承り合候之上無滞相勤、尚其度々御届ケ可奉申上候、尤仲ヶ間當時後家相続之者ハ相除キ、其余之者相勤可申候、尤御時斎度々仲ヶ間之者申合セ、五人宛罷出相勤候様可仕候、為念奉申上候、以上

侍仲間については、寛政8年（1796）に書かれた記録⁶³（史料7）によれば20軒ほどの家があり、そのうち1章でも触れた十六人組の家筋の者が数軒確認できることから、二之瀬村の郷士により構成されていると考えられる。

一常々礼儀正敷家業無懈怠出精可相勤事、右郷侍仲ヶ間之儀者、古來カタマリ相伝り候所、元文年中御地頭御役人様カタマリ御改被仰出銘々家数都合式拾軒程有之、則長谷山之内、字岩山と申地所壱ヶ所、仲ヶ間山ニ被仰付難有支配仕罷在候、依之毎年春に為祈祷、吉日撰両氏神并奉先堂右三ヶ箇所江備御神酒連名之内、行司式人相加順番当家ニ而相勤可申事、古例無滞国家安全奉祈者也
一郷侍家相続の儀者、その家に実施無の時者、仲ヶ真家カタマリち養子相続し候へ者、何之子細無之他家カタマリ養子致候時者、仲ヶ間入として、酒五升肴三種豆腐拾丁（醤カ）將油相添其年番宿ニテ披露可致事

一郷侍家壱軒ニても不如意ニ付、他家江相譲り候時ハ、右譲り請候仁カタマリ仲ヶ間入りとして其譲り請候家にて一汁三菜酒肴吸物等ニ而振舞可致事

以上のような特徴をもつ郷士組織により、約4か月間という短い期間ではあったが、御堂の管理から儀礼の実施までが執り行われた。

4か月間の儀礼について、杉原家文書にいくつか史料が残っている。それによれば、仮勤の間、月

忌などの儀礼執行は侍仲間に属する家のうち 5 軒ずつで行っていたようである。祭礼は月忌、正忌、正月供物が見られ、奉先堂、三哀堂とも儀礼は行われている。供物は、月忌は洗米と青菜となり、今江家が行っていた供物と比較すると酒と茶がなくなっている（史料 8）。

当日二日御忌日、先例之通今江惣七殿承申候上

簡順公様

御供物 洗米壺合

青菜壺抱

右之通御供奉申上候

二月当番侍拾八軒五人相勤申候

今江利右衛門

足立治左衛門（印）

今江藤左衛門

安達勘左衛門

高橋清兵衛

右之通相違無御座候、仍而奥印仕候、以上

正忌と正月には二汁七菜もしくは一汁五菜の精進料理であり、今江家が献饌していたものよりも品目が少ないとすることを除けば、ほぼ同等の祭祀儀礼を執り行っている（補足史料 3）。今江家と侍仲間の行った儀礼を比較してみると、御堂守護の管理者が変化しても、祭祀儀礼自体に変容はあまり見られない。林家への書状にある通り、おそらく今江家より儀礼次第を伝えられ、侍仲間はそれに沿つて忠実に執り行っていたのであろう。

侍仲間による仮勤は、天保 3 年 2 月に林家より今江家の御堂守護が認められ、今江家の御堂守護が復活したことで終わりとなる。なお、今江家の御堂守護の復活に際し、今江家当主惣左衛門は病氣につき隠居となり、当主は孫の音吉となるが、音吉はまだ幼いため、祖父の惣左衛門が後見となり、帶刀の者 27 人に心付を頼んでいる（史料 9）。

私儀病氣之処段々差重り及大切ニ快復之誼無覚速^(東カ)奉存候附、両御堂御預り御役儀、併惣八江先規之通被為仰附被下候ハバ難有仕合奉存候、何卒御前向宜御取成被為仰被成下候様奉願上候、以上

（中略）

近年病身ニ相成兎角登せ下給仕甚難儀迷惑仕候、病氣養生之内併音吉儀当年十五才ニ相成候、右音吉江病氣中之内御役為勤父惣左衛門後見仕、是迄之通御勤方入念為相勤候、病氣全快仕候迄御役儀御免可被為成下候様、奉願上候、何卒御前宜御取成被為仰成可被下候様、奉願上候、以上

(中略)

幼年ニ者候得共、先祖以来実体勤來り候ニ付、両御堂勤方被仰付候、諸事前々之通可相勤候、尤此立候迄養祖父惣左衛門後見被仰付、帶刀之者廿七人江も心付被仰出候御旨、右之趣被仰付冥加至極重疊難有仕合奉存候、御請之儀何分可然様御取成可成被下候様奉願上候、以上

(中略)

改名仕候奉存候ニ付、御役所様迄奉御伺申上候御序之節宜御取成被為仰可被下候様、奉願上候、右之通御許容被為成下候ハバ難有仕合奉存候、以上

年号月日

今江惣左衛門

同名 音吉

以上のように、御堂守護の役割が一時的ではあるが郷士組織へと移ったものの、この後、御堂守護の勤めは今江家が引き継ぎ執り行っている。しかし、騒動後、御堂での儀礼における参加組織に何か変容はなかったのであろうか。

(2) 年忌の概要

前述の騒動の前後に行われていた儀礼として、林羅山の年忌を例に検討していく。羅山の年忌は百五十年忌が文化3年（1806）、二百年忌が安政3年（1856）に行われており、どちらの年忌にも史料が残されている。

まず、奉先堂での儀礼の式次第について二百年忌の記録（史料4）を参考にまとめる⁶⁴。儀礼は文敏公の忌日にあたる正月23日に執り行われる。まず、供物を神主の東側に置き、両脇に立花を立てる⁶⁵。春日机に引尾を置き、その上に香炉を3つ置いて、拝礼、焼香、名代による拝礼、中香炉に焼香、膳を出し、拝礼としている。内陣には、今江惣八、松本平馬、庄屋孫左衛門、年寄仁右衛門、惣代定右衛門が麻上下にて参列し、村方は長老から1人参加する。参加者は、文敏公の供物を前にして右側に定右衛門、仁右衛門が座り、左側に今江惣八、松本平馬、孫左衛門が座る。

儀礼後、今江宅にて食事が行われる。百五十年忌の記録（史料10）によれば、御堂内の儀礼が終わると、今江宅へ帰り、休息ののち両仲間⁶⁶がお礼を申し上げる。翌24日、村は惣休みとなる。27日、京屋敷へ今江惣八、村役人、両仲間が御礼のため京屋敷へ罷り出て儀礼の報告を行い、年忌の儀礼は終了となる。対して、二百年忌の記録においても、儀礼終了後に今江宅で食事が行われる。その儀礼には村役3人、親（親類か）3人、両仲間2人が参加する（史料4）。この時の食事は一汁三菜となっており、「平、汁、膾、御酒、肴、吸物、猪口、飯」であった。百五十年忌の際には、京留守居役松本圓次が名代となり参加しているが、二百年忌では参加していない。そのため、名代は今江惣八が執り行った。年忌の前後3日は領内での殺生は禁止される。儀礼後の25日、今江惣八は京屋敷へ罷り出て、儀礼の執り行いについて報告を行った。

年忌では、精進料理とはまた別の奉納物が様々な者から献上されている。百五十年忌においては、

松本圓次より「御香壱対、大鯛壱ツ、白木台壱つ」、今江家当主より「御樽三升、餅二重、御ろそく大壱丁」、両仲間より「御樽五升、饅頭百」、村中より「御樽五升、饅頭弐百」が献上された。対して、二百年忌では、今江惣八より「御樽三升、立花一組、鏡餅二重、ろうそく大一丁」、両仲間より「御樽五升、饅頭百」、村中より「御樽五升、饅頭二百」、藤左衛門より「御樽」、松本平馬より「■皮」が献上されている。なお、二百年忌の記録において、これらの献饌物のうち、今江惣八のものは儀礼の際、膳の東側に置き、西側には両仲間と村方の献饌物を置いた。村方より献上された御酒五升と饅頭百は、惣堂にて惣中が頂戴する。

【二百年忌の記録】

奉先堂御祭方

御元祖様江御膳御祥月御前御備西之方、式百年御忌辰御膳同断東之方両脇立花相立置、春日机引尾处置香ろを三ツ置作拝札之節御香焼御名代御拝札中香ろをへ御香焼御膳差出し拝札也、ろそく立てニ大ろそくとほし両脇ろそく立、東之方今江惣八奉獻上候品置、西之方家柄之仲間献上品置同所ニ村方之献上置上段に者まんまく左り中程にてしほり玉つり御役付まく奉先堂なり
御内陣今江惣八松本平馬庄屋孫左衛門年寄仁右衛門惣代定右衛門両脇双方共麻上下ニて相勤村方老分ち壱人ツツ拝札仕候、村方ち献上御酒五升饅頭百惣中被下候、惣堂にて戴帰り
惣八宅ニ者村役三人親三人両仲間式人御酒被下候、松本圓次殿御名代延引御名代今江惣八相勤申候

(中略)

御當日前後三日御領内殺生禁せい以御当日者上下共大精進也

奉五日今江惣八京屋敷罷出御届ヲ奉申上候

【百五十年忌の記録】

御拝札相済、今江惣八宅へ御帰被成候、御休足之上両仲間御札申上、御名代申被成候御先祖様御旧地ニて殊ニ其方共家柄被思召候、無滯御年忌相一段之仕合被思召、尚又右之趣江戸表可申上候、先者勝手次第引取御済可被下候、松本圓司^(次)様御料理差上今江惣八始、惣八親類三人庄屋年寄惣代御盃被下候、年寄配膳致ハツ時御帰被成候、明廿四日ち御礼して村中惣休ニ御座候、御領内せんしよ堅無用若心得違者有之候ハバ、村役ち御地頭様届ヶ所払可致者也、他所之者も同断、廿五日京御屋敷今江惣八村役人并両仲間御札罷出、今江惣八義は御堂御備品書付認御状ニテ御主人様奉申上候

兩年忌で異なっている点として、二百年忌では京留守居役より献饌物が見られず、今江家当主の奉納物が増加していること、新たに藤左衛門、松本平馬の2名が奉納していることの2点が挙げられる。また、儀礼の参加者は、百五十年忌において、京留守居役松本圓次、今江家当主、村役3人、今江家

親類 3 人、両仲間、村中の名が見えるが、二百年忌においては、今江家当主、両仲間、村中、藤左衛門、松本平馬、今江家当主、村役 3 人となっている。このうち、儀礼後の今江宅で開かれる食事において、百五十年忌には京留守居役、今江家当主、今江家親類 3 人、村役（庄屋、年寄、惣代）が参加したのに対して、二百年忌には、今江家当主、村役 3 人、親類 3 人、両仲間 2 人となっており、参加者に変化が見られる。

(3) 年忌に関わる組織の変容

二つの年忌を比較すると、まず両年忌に共通するのは、年忌という儀礼が村全体で執り行われていたということである。御堂内での儀礼に参加するものは、今江家当主や村役など、村落の中心的人物、つまり郷士の家筋の者であり、これは二百年忌においても変化は見られない。しかし「村中」といった村落組織であっても、供物献饌という形で儀礼に携わっている。また、百五十年忌の際、翌日には惣休みとなっていることからも、年忌は村を挙げて行われた儀礼といえるだろう。しかし、儀礼後の食事になると、両者には違いが見られる。百五十年忌には、今江家、京留守居役の他に村役 3 名だったのに対し、二百年忌には両仲間 2 名の参加が見られる。二百年忌には松本圓次が不在であったとはいえ、儀礼後の食事という重要な場において、郷士組織の参加が初めて見られるということは注目に値する。前節での騒動と直接結びつけるには史料が足りず推測となるが、幕末期において村落内の郷士組織の存在は高まっていたということは考えられる。

儀礼参加者のうち、松本平馬に関しては、今江家 7 代目当主清房の弟が京留守居役松本圓次の養子となり平馬と改名したとある。またつぎのように、嘉永 3 年（1850）には今江家とともに林家家来とされており、林家、今江家、双方に近い存在であったということが言える。

城州愛宕郡 二之瀬村

林大学頭家来

今江惣八

父惣左衛門、天保八酉年五月死去仕、跡目相続伴惣八江被申付當時相続仕罷在候

同

松本平馬

父平馬文化十酉年六月死去仕、同十一戌年八月跡目相続伴平馬江被申付當時相続仕罷在候

また、天保期には、御堂守護の仮勤を行った侍仲間の惣代として「松本平馬」⁶⁷ の名が見られ、郷士組織の中でも有力な家であったようだ。二百年忌における松本平馬の参加について、記録を見ると平馬は今江家親類として記されており、松本圓次の代理として参加したのではないようである。しかし、平馬が「林家家来」という身分を有していたからこそ、郷士の中でも一握りの者しか参加できない年忌に参加することができたのではないだろうか。

なお、京留守居役である松本圓次に関しては、二百年忌の際には儀礼に出席するはおろか、供物の献饌も行っていない。松本圓次が不参加であった理由は定かではないが、「林家家来」の身分を有する今江家、松本平馬は出席しているものの、林家の者が見当たらないというのも興味深い。しかし、安政5年の年中行事における正忌には代参を行うなど、この後林家が二之瀬村における儀礼に関与しなくなるということではないようである（表5）。

終わりに

1章から3章で取り上げた奉先堂と林家、二之瀬村との関わりを整理すると、御堂での儀礼には以下の特色が挙げられる。

奉先堂・三哀堂での儀礼は『家礼』に基づいた儒教式の祖先祭祀という性質を持つ。近世の儒者たちは、『家礼』に様々な変更を加えて日本の風習に適応した儒教儀礼を作り、実践していた。奉先堂での儀礼はその事例の一つとして示すことができよう。しかし、多くの儒者たちが自らの家に祠堂をつくり自身の先祖を祀っていた一方で、二之瀬村の儀礼は祀られる側の林家は儀礼にかかる費用の工面や儀礼作法という形式的な面においては影響を与えていたものの、儀礼の実践は二之瀬村の村民が担っていた。この上で、儀礼において祀られる者（林家）と儀礼を執行する者（二之瀬村民）がそれぞれ別の組織であった点が奉先堂での儀礼の特色としてまず挙げられよう。

また二之瀬村と奉先堂との関係性についても言及する。林家には江戸の牛込屋敷にて『家礼』に則った墓祭を行っており、奉先堂で林家の祖先祭祀を必ず行わなければならないということではなかった。なぜ林家は江戸より遠く離れた二之瀬村において家廟を建立し儀礼を執り行ったのか。この理由として、二之瀬村という村落の意義を検討する必要がある。二之瀬村は、林家の祖である羅山が初めて拝領した地であり、幽谷深山の場所としても優れ、林家の家廟を建立するには相応しい土地であった。林家にとっては、そのような場所で儒教儀礼を実践するという行為自体に意義があったのではないか。そのため、幕末期において御堂にかかる費用がかさみ御堂管理が難しくなる中においても、奉先堂での儀礼は存続し続けたのではないかと考えられる。

その奉先堂での儀礼は、先に述べた通り儒家である林家の影響を受けていたが、儀礼の執行者である二之瀬村の村民たちの意識からも影響を受けたと思われる。『家礼』『祭奠私儀』の儀礼式のように被祭祀者の範囲が定められることなく、歴代当主やその子息を数多く祀っていたのは領主に対する領民の意識の表れではないだろうか。儀礼執行を任せられた領民であるからこそ、祖先祭祀という本来の目的から林家に対する儀礼へと変容をもたらしたのではないかとも考えられる。一方、儒教儀礼に対する村民の意識は、あくまで「林家」のための儀礼であり、村民自身の日常生活において利用するというものではなかったようである。村落の生活は儒教一辺倒ではなく、御堂での儀礼以外の場で儒教に関する儀礼、風習などは見受けられない。村民の多くが儀礼に関わりながらも、村民自身の生活には儒教儀礼の影響が見られないという点も特色の1つであろう。

幕末期における儀礼については、天保期における今江家の御堂守護押込の一件をはじめとして儀礼に関わる村落組織に変容が見られた。天保期の騒動は、一時期ではあるもののそれまで今江家が有していた御堂守護の役割が侍組織へ移行した。また、その後に行われた年忌においては、騒動以前の年忌に比べ郷士組織の存在がより大きなものとなっている。京留守居役の不在もその一因であろうが、儀礼執行を巡る村落組織との関係性の変化が確認できる一つの事例としていえる。

郷士と儀礼との関係性について言及すると、洛北地域の他の村落でも似たような事例は起こっている。1章でも触れた大原村の郷士たちを事例にすると⁶⁸、この村落では弘化2年（1845）の帶刀人改により郷士たちの間で「身分」を確立させる由緒への自覚を持つようになり、自身の身分を確固たるものにするために、その翌年惟喬親王の九五〇年忌を実施したという⁶⁹。自らの身分の位置づけのために儀礼を利用するということは、二之瀬村の郷士たちにおいても同様のことが言えるのではないだろうか。二之瀬村においては、嘉永元年（1848）村落の取締役を巡って松本平馬と郷士間で対立が起こり、林家の仲介に入るといった騒動が起こる⁷⁰など、村落の運営を巡って対立が顕在化している。幕末期において二之瀬村でも郷士たちの支配的地位を確立していくとする動きがあり、その手段の一つとして儀礼を利用しようとしていたとしても不思議ではないだろう。

本稿では、これまで研究がなされていなかった奉先堂での儒教儀礼を取り上げた。奉先堂での儀礼を紹介するとともに、献饌される供物から近世における儒教儀礼の特色についても言及できたのではないかだろうか。その上で、奉先堂での儀礼と林家、村落組織などとの関係性について指摘することができた。その一方で、検討すべき課題も残っている。本稿では、奉先堂における供物や儀礼に焦点を絞ったため、近世日本における儒教式の儀礼に対する研究がその概要を把握するだけに留まってしまった。また、幕末期における郷士組織や村落の状況など、まだまだ不十分な点が残っている。今江家文書、杉原家文書ともに興味深い史料がありながら言及することができなかつたことは残念に思う。今後の課題としたい。

【注】

- 1 江戸幕府の儒者の家。代々聖堂（孔子廟）を管理し、時期によって盛衰はあったが幕府教学の中心であった。初代林羅山は徳川家康の側近となり、法度・外交文書の起草、公家衆との典故儀礼、幕府の文事などに関与したのに始まる。また、幕府その他の援助を得て、上野忍岡の屋敷内に孔子廟・塾を経営、大名・旗本の子弟の儒学教育、および学者養成に任じた。（『国史大辞典』11、吉川弘文館、1990、678頁、『江戸幕府大事典』吉川弘文館、2009、354頁）
- 2 孔子を祀る典礼のことを指す。犠牲・菜を供え、爵（祭礼に用いる盃）を薦めて祭る。近世の林家聖堂（孔子廟）・藩校の重要行事であった。（『国史大辞典』8、吉川弘文館、1987、305～307頁）
- 3 所功「日本における釈奠祭儀の特色」『京都産業大学論集』27－4、人文科学系列 24、1997
- 4 翠川文子「釈奠（三）一釈奠図一」『川村短期大学研究紀要』2、1992
- 5 吾妻重二「日本における『家礼』の受容—林鷲峯『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に—」『東アジア文化交渉研究』、関西大学、2010
- 6 吾妻重二編『朱子家礼と東アジアの文化交渉』汲古書院、2012
- 7 上田寿一『文化・大原』大原古文書研究会会報 69～70、72～74、76、79、83、84、86、95～100、103、105、106、107号、2011～2013
- 8 『日本歴史大系 京都市の地名』27、平凡社、1979、109頁。なお、今江登家文書には5代当主林鳳谷より受給した補任状が残されている。鳳谷は、宝暦7年（1757）に家督を継承し、安永3年（1774）に死去しており、上記の補任状は17年間のうちに受給したものと考えられる。
- 9 前掲、『日本歴史大系 京都市の地名』27
- 10 『京都の歴史』8（左京区）、平凡社、1985、497～499頁
- 11 京都府が町村制実施のため新町村編成案の作成にあたり、明治19～20年に実施した旧町村の調査である。（『京都府立総合資料館所蔵文書解題』、100頁）
- 12 藤田彰典『京都近郊社会経済史』東洋文化社、1985、3・4・18～20頁
- 13 永禄4年（1561）～元和5年（1619）。江戸初期の儒学者。冷泉家の出身。宋儒性理の書を学び、還俗して儒学を専らとする。近世儒学の開祖といわれ、門人に林羅山らを輩出。（『国書人名辞典』4、岩波書店、1998、216頁）
- 14 二之瀬村の所領関係について、文政10年（1827）の二之瀬村明細帳によれば、文徳天皇の御世、仁寿元年（851）に開発されたのを始めとし、豊臣秀吉、伏見祐乗坊、板倉伊賀守、藤原惺窓が支配したのち、慶長16年（1611）林家により支配されるとある。（上田寿一「二之瀬村明細帳」『文化・大原』84、大原古文書研究会会報）
- 15 「二之瀬村庄屋年寄村内諸事取調書上状」今江登家文書（旧）C—1.3、天保3年（1832）なお、この書状は杉原家文書（文書番号122）にも残されている。
- 16 京都府『京都府地誌愛宕郡村誌』1884、京都府立総合資料館蔵、明治期の史料ではあるが、近世の状況が把握できる史料である。

- 17 「貢勘定書式大帳」今江登家文書（新）4、安政4年（1790）
- 18 「為後大当村役下五拾弐軒之家筋分流之式」（「二之瀬村中式目」上巻内）今江登家文書（新）、嘉永3年（1850）、今江登家文書にはもう一つ由緒書が残っている。それによれば、二之瀬村の郷士は惟喬親王家臣の末裔が17軒と侍家20軒の計37軒であるとされ、由緒と家数がやや異なる。二之瀬村の根元となる家筋は惟喬親王家臣末裔の17軒であり、末裔17軒のうち1軒は「北国越不知」とあるため、その1軒を差し引けば二之瀬村に存在する由緒を持つ郷士は16軒となる。どちらの由緒にせよ、惟喬親王家臣の末裔という由緒をもった郷士たちが村の中心的立場にあったと考えられる。
- 19 「御断書」今江登家文書（新）393、嘉永3年（1850）
- 20 吉岡拓「近世畿内村落における由緒・由緒者—山城国大原郷士と惟喬親王由緒—」『史学』73-2・3、2004
- 21 橋本鉄男『ものと人間の文化史 ろくろ』法政大学出版局、1979、37~70、117~232頁
- 22 守谷神社に由緒書を記した掲示板が設置されている。（設置年、設置者共に不明）
- 23 寛永21年（1644）～享保17年（1732）。鷺峯の次子。寛文4年（1664）將軍徳川家綱に拝謁、父を助けて『本朝通鑑』の編纂に携わる。先に兄が没したため、延宝8年（1680）家督を相続、貞享4年（1687）大蔵卿法印に叙され、弘文院学士の号を受けた。元禄4年（1691）聖堂が湯島に造営された際、初めて僧形を止める許され、大学頭に任官、以後これを世襲。（前掲『国書人名辞典』4、77頁、『徳川幕臣人名辞典』、545頁）
- 24 明治維新以後は荒廃し、現在では宝暦8年（1758）に林信吉が建てた奉先堂碑（高さ145×幅104×奥行25cm。碑文あり。）を残すに過ぎない。（フィールド・ミュージアム京都ウェブページ（2014年2月17日現在）http://www.city.kyoto.jp/somu/rekishi/fm/fmindex/Jinbutsu/j_5117.html
- 25 寛永5年（1626）～元禄9年（1696）。江戸中期の儒者。幕府の命により、林春斎・林信篤（鳳岡）・酒井伯元らとともに『本朝通鑑』の編纂にあたった。（前掲『国書人名辞典』4、117頁）
- 26 「寛政年中奉先堂修復詳略図」今江登家文書（旧）D-2、3
- 27 儒学を主とした学校。林羅山が上野忍ヶ岡に創設した家廟（のちに弘文館）に始まる。元禄3年（1690）、將軍綱吉が孔子廟先聖殿とともに弘文館を湯島昌平坂に移し、大成殿（聖堂）を造営して林家当主に主宰させた。寛政9年（1797）幕府直轄の学問所となり、主に旗本・御家人の子弟を教育した。（『国史大辞典』7、吉川弘文館、1986、608~610頁）
- 28 吾妻重二「江戸初期における学塾の発展と中国・朝鮮—藤原惺窓、姜沆、松永尺五、堀杏庵、林羅山、林鷺峯をめぐって—」『東アジア文化交渉研究』2、関西大学文化交渉学教育研究拠点、2009、56~65頁
- 29 前掲、吾妻重二「日本における『家礼』の受容—林鷺峯『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に—」、19頁
- 30 「両御堂年中行事」今江登家文書（新）324、安政3年（1856）
- 31 正式名称は如意山補陀洛寺といい、小町寺とは俗称である。元来この地は鞍馬、貴船、二之瀬、野中、市原の5ヶ村の總墓地であり、小町寺はその墓守の寺であった。この地が墓地となった理由として、昔

の賀茂川が皇居の御用水として使用されたので、その水源地にあたる鞍馬川流域の人々は死者を埋葬することを慎み、川より南にあたるこの峠路に葬ったという。また、羅山の師である藤原惺窩がかつて隠遁した市原に近いという点において、林家とも関係性がある。(静市野史跡文化財保護会『歴史でつづる市原野の文化財』1991、8~10頁)

32 「両御堂年中行事」今江登家文書(新)324、安政3年(1856)、「両御堂年中御供物日記」同文書332、安政5年(1858)、「両御堂年中行事」同文書334、天保3年(1832)

33 正忌とは、一周忌以後における個人の死去の当月。対して月忌とは死んだ人の命日にあたる毎月の日。
また、その日に行う仏事。(『日本国語大辞典』第2版7、小学館、2001、202頁)

34 奉先堂における年忌は50年単位で行われている。記録として残っているのは、文敏公百五十年忌、文敏公二百年忌、文穆公百五十年忌の3つだけである。

35 神前に供える餅。糯米を蒸し、少しついて卵形にしたもの。(前掲、『日本国語大辞典』6、893頁)

36 「奉先堂・三哀堂祭供之覚」今江登家文書(新)319、元治元年(1864)

37 前掲、「両御堂年中行事」今江登家文書(新)324

38 飯塚久子、滋野幸子、堀浪子『京都の郷土料理』同文書院、1988、9・10頁

39 鞍馬街道は、京の都を北方から鎮護する鞍馬寺を経て、若狭国、小浜へと続く、鰐街道の一つである。
江戸時代まで、交通の要衝であった鞍馬には、若狭からは海の幸、北山や丹波からは薪炭や柴などの山の産物が集荷され、「船のない港」とも呼ばれて賑わった。(講談社編纂局編『京都・鞍馬街道』週刊日本の街道37、講談社、2002、4・5頁、「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典 京都府上巻』26、角川書店、1982、559頁)

40 島崎とみ子「京都商家のくらしと食 - 年中行事を例に - 」『日本調理科学会誌』42-4、2009、244~254頁

41 今江登家文書(新)449 年代不明

42 天保元年(1830)から慶応3年(1867)までの38年間は全般的にみて物価は高騰の傾向にあった。白米の価格を中心にその変動をみていくと、米価が高騰するのは天保5年(1834)、天保8年(1837)、嘉永4年(1851)、安政5年(1858)、文久元年(1861)、慶応元年(1865)の6期である。このうち、安政5年は開港・開市による諸物価の高騰が原因してのことかと思われる。また京都では安政5年6月4日に大火に見舞われたことも重なって物価高騰が起った。(前掲、藤田彰典『京都近郊社会経済史』、110~119頁)

43 前掲、「両御堂年中行事」今江登家文書(新)324、安政3年、「両御堂年中御供物日記」同文書332、安政5年、「両御堂年中行事」同文書334、天保3年

44 天保3年と安政3年の記録を比較すると、この期間に孝悼公の忌日が28日から27日へと移り、快烈公、淡斎公の忌日が増えている。安政5年になると、孝悼公の忌日はまた28日へと戻っている。

45 明和8年(1772)~弘化元年(1844)。名は良則、字を伯儀、金蔵と称し、のち信斎と号した。幼少の頃から芥川思堂(鰐江藩儒官)に師事し、経史を修めたのち、江戸に出て昌平校に入学、林大学頭述斎

について学ぶ。述斎の信任は厚く、学問所「城南読書樓」の教授を20年間余り勤めた。なお、「城南讀書樓」は後に幕府学問所麻布教授所に発展する。(前川幸雄「大郷浩斎及び大郷学橋の漢詩文集の研究」『仁愛大学研究紀要』人間学部編、2009)

46 『国書総目録』補訂版4、岩波書店、1990、日本古典籍総合目録データベース

<http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/about.html> (2014年2月17日現在)

47 「文敏公様式百年忌辰日記」今江登家文書(新) 399 安政3年(1856)

48 現在の新宿区市谷山伏町に位置し、林家12代の当主と家族の墓が安置され墓祭が行われていた。

49 『家礼』とは、中国、南宋時代に成立した礼儀作法の書である。通礼、冠礼、婚礼、喪礼、祭礼の5章より成り、官僚・庶民の家庭的規模における礼の実践的細則を定めたものになる。この制度は、朝鮮およびベトナムにも影響を与えた。(『アジア歴史事典』2、平凡社、1959、249頁、前掲、吾妻重二「日本における『家礼』の受容—林鶯峯『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に—」)

50 前掲、吾妻重二「日本における『家礼』の受容—林鶯峯『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に—」

51 17世紀前半の段階で、『家礼』にもとづく喪祭が一部の儒教思想家によって相次いで行われている。例を挙げると、土佐藩家老として藩政改革を推進した野中兼山は、慶安3年(1650)に祠堂を建てており、忌日、四時祭、朔望には例祭を欠かさなかったという。また、明暦元年(1655)には、京都の朱子学者中村惕斎が住居の一隅に祠堂をかまえ、三世の木主(神主)を安置して祭祀を行った。(前掲、吾妻重二「日本における『家礼』の受容—林鶯峯『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に—」、頬禧一編『日本の近世』(儒学・国学・洋学)13、中央公論社、1993、56・57頁)

52 パトリシア・イーブリー(吾妻重二訳)「朱熹の家礼における飲食物」『朱子家礼と東アジアの文化交渉』汲古書院、2012、289~306頁

53 前掲、「両御堂年中御供物日記」今江登家文書 332、安政5年

54 明暦3年(1657)、父の羅山が亡くなり、次いで祖先を祀る祠堂を翌年2月に作ったことを受けて、『家礼』を元に祖先祭祀の方式を示すものとして作成された。

55 前掲、吾妻重二「日本における『家礼』の受容—林鶯峯『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に—」17・18頁

56 明治2(1868)年に11代藩主となった徳川昭武によって同年3月に出版される。後期水戸学の葬祭儀礼に関する最後の出版物だと考えられる。本書には、天保期に実施しようとした葬祭儀礼から仏事風習を排除すること、神葬祭儀礼を確立することが反映されている。(澤井啓一「後期水戸学の喪祭礼」『朱子家礼と東アジアの文化交渉』汲古書院、2012、309~335頁)

57 前掲、澤井啓一「後期水戸学の喪祭礼」

58 春風は、江戸後期の儒者頬春水(1746~1816)の弟にあたり、安芸国竹原下市(現在の広島県竹原市)に生まれ、医者・儒者として活躍した。その家が天明頃に建てられ、安政元年(1854)に焼失するも、すぐに再建されていまに春風館として残っている。なお、頬春水も同様に儀礼を執り行っていたようで、土佐の朱子学者に儒教の祭に関する記録を見せてもらい、それに基づき儒教式の祭にしようとしていた

という。(前掲、頼禧一編『日本の近世』13、18・19頁、『国書人名辞典』4、716頁)

59 春秋2回が主となるのは、複数の理由が考えられる。まず、『家礼』において、春夏秋冬の仲月(2月、5月、8月、11月)に行う「時祭」が最も重要な祭とされていた。それにより、祠堂の供物もその日に合わせた。2つ目は、釈奠の儀礼との関係性である。

60 前掲、頼禧一編『日本の近世』13

61 前掲、吾妻重二「日本における『家礼』の受容—林鷺峯『泣血余滴』『祭奠私儀』を中心に—」、40頁

62 近世後期には「殿様祭」「国恩祭」など、現領主や旧領主の功績を崇敬し信仰するといった現象が見られる。近世中後期、京都の吉田・白川両家に申請して自家の祖先に「神号」と「神社号」を獲得していくという「藩祖の神格化」が、大名家の間で一つの潮流をなした。(岸本覚「旧領主の由緒と年忌」『歴史評論』743、2012)

63 「二之瀬郷侍仲ヶ間記録」杉原家文書 文書番号17

64 なお、百五十年忌の記録には、奉先堂での儀礼形式についての記録は残されていない。

65 御祥月には供物は西側に置くと定められており、正忌と年忌とで儀礼に違いを設けていることが分かる。

66 記録には「両仲間 社家、侍」とあり、郷士組織のうち氏神の管理を任せていた者と侍仲間を示していると思われる。

67 二百年忌に参加していた「松本平馬」は当時19歳であることから、天保期の「松本平馬」はおそらく父親に当たる者であろう。

68 前掲、吉岡拓「近世畿内村落における由緒・由緒者—山城国大原郷士と惟喬親王由緒—」

69 弘化3年は郷士たちが由緒とする惟喬親王の死去年から計算すると年忌にあたる年ではなく、これは年時よりも儀礼を行うことを重視していたためだと吉岡氏は述べている。

70 上田寿一「惑乱一件」『文化・大原』84 大原古文書研究会会報

京都地域情報・文化遺産データベースの展開・活用 －「郡村誌」の地図化と二ノ瀬・岡崎を事例に－

編 集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

発 行 京都府立大学文学部歴史学科文化情報学研究室

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2014年3月31日

印 刷 株式会社 双林印刷社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル
